

仕 様 別 紙

1頁

件 名	日野用水谷地川転倒堰改修実施設計委託
概 要	委託仕様書 1. 本委託における設計委託標準仕様については、次によるものとする。 1) 「東京都設計委託標準仕様書」を適用する。 2) 仕様書の取扱い、又は、それぞれの仕様書の内容について疑義が生じた場合は監督員の指示によるものとする。 2. 読みかえ 同仕様中「都」「局」とあるは「日野市役所」と読みかえる。 3. 特記事項 下記のとおり 特記仕様書 1. 委託目的 現在、日野市栄町谷地川沿いに設置されている転倒堰について施設の老朽化に伴う更新と併せて電動遠隔操作化のために、以下に示す個所について良好な水環境と安全性、治水の確保を目的とした施設改修の実施設計を行うものである。 2 委託期間 契約の日の翌日から令和8年3月13日までとする。 3 委託場所 日野市栄町5丁目25番地先 4 委託範囲 日野用水谷地川転倒堰及び改修事業の施工に必要な範囲 5 主任技術者 設計委託標準仕様書第1章第1節1. 1. 6の5に定める主任技術者は、下記のいずれかの条件を満たすものとする。 ・技術士（総合技術管理部門：建設一河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有し、技術士法による登録を行っているもの。 ・技術士（総合技術管理部門：農業一森林土木）の資格を有し、技術士法による登録を行っているもの。 ・技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っているもの。 ・技術士（農業部門：森林土木）の資格を有し、技術士法による登録を行っているもの。 6 委託内容 (1) 設計計画 本委託の目的と趣旨を仕様書並びに基本設計報告書の他、資料などを把握し、現地の状況・周辺環境や道路・交通事情、土地利用状況を把握したうえで業務計画書を作成する。 (2) 現地踏査 設計対象個所について、ゲートやそれに付随する操作室の現状・構造を確認し設計資料とする。 また、仮設構台や進入路、ヤード等、施工計画にあたって必要な現地の状況を把握整理する。 (3) 現地測量 委託範囲の現地測量を実施する。 作業にあたっては監督員立会いのもと測量範囲を決定する。 現地測量の縮尺は、1/250とする。 (4) 設計条件の整理 現地踏査並びに測量結果及び扉体・躯体などの構造等をもとに設計条件を整理する。 (5) 実施設計 扉体並びに上部スラブや操作台などについて、詳細な構造について検討し、構造計算を実施し、部材諸元等を決定する。 工事施工に伴う仮設計画及び施工計画を検討し決定する。 施設の電動遠隔化については、すでに稼働している遠隔操作システムと連動するように計画

仕 様 別 紙

2頁

件 名	日野用水谷地川転倒堰改修実施設計委託
概 要	する。 (6) 設計図作成 実施設計図を作成する。 (7) 数量計算書作成 数量計算書を作成する。 (8) 概算工事費 概算工事費を算定する。 なお、積算資料・建設物価等に記載されていない材料を使用している場合は、製品の見積書を3社添付する。 (9) 協議資料並びに河川法許可申請資料作成 河川管理者との協議資料及び河川法第24条、26条、27条の許可申書を作成すること。 (10) 報告書作成 各検討・成果項目について整理し図面や報告書に整理する。 (11) 設計協議 設計協議は現地及び中間の1回実施する。また、現地打合せ時は監督員が立会うものとする。 (12) 成果品提出 ①設計報告書製本（設計図含む A4版）・・・2部 ②報告書の電子データ（CD-R）・・・2枚 7 実施方法 (1) 受注者は、現場をよく調査・確認し、準備を整えた後、担当職員と打ち合わせをしてから着手すること。 (2) 本委託作業の際、作業箇所及び付近の施設などに損害を与えないよう十分注意すること。万が一、損害を与えた場合は受注者の一切の責任による負担とし、発注者に迷惑をかけないこと。 (3) 本仕様書に明記されていない事項については、発注者と協議のうえ進めること。 8 業務に必要な提出書類 (1) 業務着手前に下記の書類を提出すること。 ①業務着手届 ②業務計画書（管理技術者及び照査技術者、代理人及び主任技術者、連絡先等を明記すること。） ③その他、市が必要とした書類 (2) 業務完了時に下記の書類を提出すること。 ①業務完了届 ②成果品 ・設計報告書製本（設計図含む A4版）・・・2部 ・報告書の電子データ（CD-R）・・・2枚 9 安全管理について 作業時は、通行人及び通行車両などに十分注意して実施すること。 10 支払条件 発注者の支払いは、作業完了後一括払いとする。 11 特記事項 (1) 情報セキュリティポリシーの遵守 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手

仕 様 別 紙

3頁

件 名	日野用水谷地川転倒堰改修実施設計委託
概 要	できる。 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。 (2) 環境負荷低減の取組みについて 1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。 一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。 このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。 ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。 (3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務 本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。 なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。 (4) 内部通報制度 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。 2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。 (5) 環境により負荷の小さい自動車利用 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。 ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。 なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。